

長野市トンネル長寿命化修繕計画



令和8年5月(改定)

長野市

建設部 維持課

目 次

1. 計画策定の背景、目的及び方針
2. 計画対象施設
3. 長寿命化修繕計画
4. 施設毎の対策内容と実施時期及び概算費用

1 長寿命化修繕計画の目的

1-1 目的

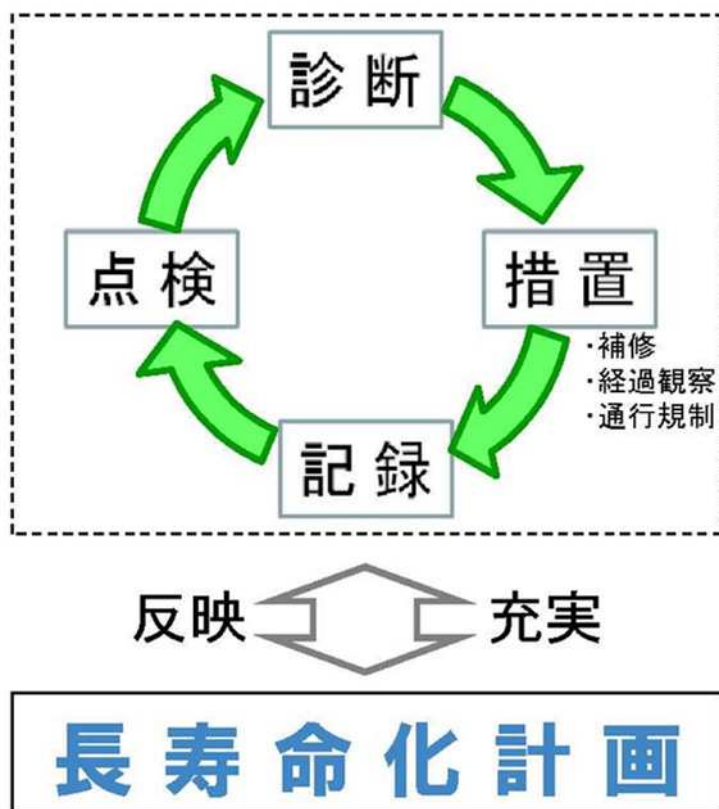
長寿命化修繕計画は、道路交通の安全性を確保しながら、計画的に施設の補修を行い、そのコストを縮減することに加え、毎年の補修予算を平準化することを目的としています。

1-2 方針

本計画は定期点検結果を基礎データとして立案します。

計画期間は令和6年度から令和10年度の5年間としますが、点検の実施状況、修繕の進捗状況、社会情勢の変化などにより計画内容の見直しが随時必要になることが想定されることから、計画期間に捉われず、柔軟に見直しを行っていきます。

メンテナンスサイクルに基づき施設の維持管理を実施し、その記録を長寿命化修繕計画に反映させ、充実させるようにします。



2 計画対象施設

管理番号	1	2
施設名	花上トンネル	蟹沢トンネル
路線名	飯森新橋線	豊野 443 号線
建設年	1984 年	2004 年
延長(m)	302.0	677.7
幅員(m)	8.4	10.4
所在地	長野市大字塩生甲	長野市豊野町蟹沢
最新点検年度	2023 年	2023 年
判定区分	Ⅱ	Ⅱ
次回点検年度	2028 年	2028 年
備考		

健全度の判定は、5年に1度の近接目視点検により、「道路トンネル定期点検要領」に基づき行います。

判定区分		状 態
I	健全	施設の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	施設の機能に支障が生じていないが、いないが、 予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	施設の機能に支障が生じる可能性があり、 早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	施設の機能に支障が生じている、 又は生じる可能性が著しく高く緊急に措置を講ずべき状態

最新の点検結果で、2施設すべてがⅡ判定となっています。

3 長寿命化修繕計画

3-1 老朽化対策における基本方針

長寿命化修繕計画における維持管理手法の方針を示します。

予防保全型とは、初期の損傷が軽微な段階で、効果の大きい長寿命工法を用いて対策を行う維持管理手法です。

対症療法型とは、使用上の問題が発生した時点でその都度対策を行う維持管理手法です。

従来に対症療法型から予防保全型へ移行することで、将来的な費用縮減と施設の長寿命化を図ります。

3-2 対策の優先順位の考え方

3-2-1 重要度評価

施設の社会的重要度を数値化したものを重要度とします。

評価項目や重み係数は、長野市の地域性を考慮して設定しています。

評価項目	評価区分	評価点
路線種別	① 1級市道 バス路線	1
	② 1級市道 バス路線以外	0.7
	③ 2級市道	0.5
	④ その他市道	0.1
緊急活動用道路	① 長野市緊急幹線道路に指定	1
	② 指定無し	0
迂回路の有無	① 無し	1
	② 有り	0
工事計画の有無	① 工事予定(委託成果品有り)	1
	② 無し	0
その他	① 損傷評価に反映されない損傷が有る	1
	② 無し	0

3-2-2 健全度評価

5年に1度の定期点検で判定した健全度を優先度の判定に用います。

3-2-3 優先度評価

健全度と重要度から優先順位を評価し、橋梁毎の重要度評価による点数により、さらに順位付けを行います。

評価項目	高 ← 優先度 → 低
重要度	5 0.1
健全度評価	IV > III > II > I

3-3 新技術の活用について

点検及び修繕においてコスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省の新技術情報システム(NETIS)の活用等、最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図ります。

目標として、計画期間内の点検において1箇所の新技術を採用することにより、約20万円程度のコスト縮減を目指します。

3-4 施設の集約化・撤去について

集約・撤去対象の検討を行いました。管理する施設は通行量も多く、地域間を連絡する重要な路線で、迂回する場合、花上トンネルで約5km(所要時間約10分)、蟹沢トンネルで約3km(所要時間約5分)を迂回することになり、社会活動等に影響を与えるため、集約化・撤去を行うことは困難と判断します。

周辺の状況や施設利用状況に変化があった場合は、再度検討を行うようにします。

3-5 コスト縮減について

点検時の新技術採用により交通制限時間の削減を図り、2個所で約20万円のコスト縮減を図ります。

予防保全型の維持管理を行うことで全体の修繕費の削減を図ります。

4 施設毎の対策内容と実施時期及び概算費用

Ⅲ・Ⅳ判定の施設を対象に、優先度に基づき、対策の実施計画を別表1のとおり策定します。

Ⅰ・Ⅱ判定となった施設でも予防保全の観点から損傷が小さいうちに対策を検討していきます。

維持管理費の年度間の平準化も考慮し、事業の実施状況に応じ対策時期の組み換えを行っていきます。

現在、Ⅲ・Ⅳ判定の施設は無く、大規模修繕工事の予定はありません。

花上トンネルについて照明の更新工事を計画しています。

